

高知市E Cサイト開設支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市E Cサイト開設支援事業に係る補助金の交付に関し、高知市E Cサイト開設支援事業費補助金交付要綱（令和3年3月26日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の制限)

第2条 要綱第3条に規定する補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (2) 政治、宗教、経済又は文化的活動に関するもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 投機心若しくは射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 虚偽若しくは誇大であるなど、過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 市の事業若しくは市が推奨していると誤解させるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 美観風致その他公益性を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業として不相当であると認めるもの

(他部局への意見聴取)

第3条 前条に規定する補助対象事業の制限について、疑義がある場合は、他部局の意見等を求め、判断するものとする。

(申請回数の制限)

第4条 本補助金への申請回数は、1事業者につき1回までとする。

- 2 複数の中小企業者について、代表者が同一の場合は、いずれか1の中小企業者についてのみ、申請できるものとする。
- 3 過去に高知市E Cサイト等利用促進支援事業費補助金の交付を受けた中小企業者と代表者が同一であるものは、本補助金に申請することはできない。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。